

公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク運営要項

この要項は、公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条

本ネットワークは、医療安全管理者・医療安全推進担当者間で、医療の安全管理を推進することに資する情報・問題等について、組織横断的に共有するために情報ネットワーク体制を運用し、有用な医療の安全管理情報を普及させることを目指す。

また、本ネットワークでの交流や講演等を通して、医療安全管理者としての自己研鑽と継続教育の機会とする。

第2章 会員

(会員資格)

第2条

- 1) 会員は、原則として公益社団法人神奈川県看護協会(以下「当協会」という。)の医療安全管理者養成研修または、それに準ずる研修を修了したものである。
- 2) 会員は、当協会の当該年度会員でなければならない。

第3条(会員の義務)

会員は、当協会が別途定める「公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク倫理規定」を遵守しなければならない。

(会員の新規入会・継続入会・再入会)

第4条

- 1) 本ネットワークの新規入会・再加入を希望する者は、所定の「入会申込書」(様式1)、「グループウェア参加同意書」(様式2)、「倫理規定及び会員名簿の取り扱いについての同意書」(様式3)を提出し、当協会の承認を得るものとする。
- 2) 継続入会手続きの場合においては、1年ごとに上記(様式1)に所定事項を記載し提出を必要とするが、上記(様式2)及び同(様式3)の同意については、既に提出済の同意書(様式2及び3)を引き続き有効とし、改めての提出を要しない。
- 3) 入会手続き期間は年度ごとに行うものとし、当該年度が始まる1か月前の3月から年度の終了する3月の14日までとする。
- 4) 本ネットワークの入会有効期間は、入会手続き終了後、本人に当協会から「登録(入会)手続き完了について」のお知らせが届いた日から、年度末の3月31日までとする。

第5条(会員の退会)

- 1) 会員が退会する場合は、当協会に所定の退会届を提出しなければならない。
- 2) 連続3回、連絡なく欠席したものは、退会したものとみなす。

第6条(会員の除名)

会員が本ネットワークの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為のあったときは、第9条に定める幹事により招集する会員総会において出席会員の3分の2以上の同意により除名することができる。

第7条(オブザーバーの参加)

- 1) 会員でない者が参加を希望する場合は、参加前にオブザーバー専用の倫理規定及び注意事項に

- 同意し、所定の用紙を提出した場合にのみオブザーバーとして参加できる。
2) オブザーバーはネットワークグループウェアには参加できない。

第3章 活動内容

(活動内容)

第8条

本ネットワークの活動内容と開催回数等は、以下のとおりとする。

- 1) 交流会に関すること。
 - (1) 医療現場の新たな知見・情報を共有し、神奈川県全体の医療安全の質向上を図る。
 - (2) 成功体験や失敗体験・困りごとの共有及び問題解決に向けた意見交換
 - (3) 開催は、5月から3月までの年11回とする。
- 2) 講演会に関すること。
 - (1) 医療安全に関わる人材へ学びを提供する場とする。
 - (2) 講演会の開催は、交流会開催11回のうち年2回程度とし、講師は外部からと交流会から、各1回ずつ選定する。
- 3) その他
「公益社団法人神奈川県看護協会医療安全対策委員会」との情報共有を行う。

第4章 幹事

(幹事)

第9条

- 1) 本ネットワークの事業を推進するために幹事を置く。
 - (1) 幹事は、本ネットワークの当該年度会員の中から選出・決定する。
 - (2) 幹事の人数は、原則として4名とし、幹事会を組織する。
 - (3) 幹事の任期は、原則2年とし再任は妨げない。
- 2) 代表幹事の選任
 - (1) 幹事4名のうち、代表幹事1名を幹事会の中から互選により選任する。
 - (2) 代表幹事は、運営・会務を総理し、本ネットワークを代表する。
 - (3) その他の幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときはその職務を代理し、代表幹事が欠けたときはその職務を行うものとする。
- 3) 幹事の職務
 - (1) 幹事は会務を総括する。
 - (2) 年間事業計画、運営等についての立案
 - (3) 交流会での司会進行及び議事録作成会員の指名と議事録内容の確認等、会の全般にかかること
 - (4) 会員総会の招集と運営に関すること

第5章 ネットワークグループウェア

(グループウェア)

第10条

本ネットワークでは、会員の医療安全に関する情報交換を推進するためにグループウェアを置くことができる。

(利用規約)

第11条

会員は、第10条によるグループウェアを設置した場合については、別途「公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークグループウェア利用規約」に従わなければならない。

第6章 雑 則

第 12 条(雑則)

- 1) 本ネットワークにおける協議内容及び名簿は、当協会が定める個人情報保護規定に基づき活用・管理する。
- 2) 本要項に定めなき事項については、幹事会及び本ネットワークにおいて合議の上その都度定める。

付則

本会則は平成 17 年 7 月 29 日から施行する。

平成 18 年 4 月 6 日改定
平成 19 年 2 月 20 日改定
平成 21 年 2 月 19 日改定
平成 22 年 2 月 16 日改定
平成 22 年 5 月 21 日改定
平成 24 年 2 月 29 日改定
平成 26 年 3 月 20 日改訂
平成 28 年 3 月 31 日改定
令和 3 年 3 月 16 日改定

付則

本要項は令和 4 年 3 月 22 日から施行する。

本要項は令和 5 年 2 月 17 日から施行する。